

適正な施工確保のための技術者制度検討会（第 13 回）  
議事概要

- 日 時：平成 28 年 10 月 19 日（水）17：00～18：40
- 場 所：中央合同庁舎 3 号館 3 階土地・建設産業局局議室、4 階特別会議室
- 出席者（五十音順、敬称略）：  
秋山哲一、小澤一雅、木下誠也

＜規約の改正について＞

- ・規約改正案について了承。

＜監理技術者制度運用マニュアルの改正について＞

- ・監理技術者等の職務としてコスト管理も重要であるとのこと指摘があったが、建設業者等へのヒアリングではコスト管理は現場代理人が行っているとの意見が多いこと、また、現行の監理技術者制度運用マニュアルには現場代理人について「工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する」との記載があることから、監理技術者等の役割には記載しないこと了承。
- ・安全管理についても、労働安全衛生法令に基づくものであるが現場の技術者にとって重要なことであり、監理技術者制度運用マニュアルに記載してはどうかとのこと指摘があった。

＜監理技術者要件としての新たな国家資格の必要性について＞

- ・電気通信工事に関する新たな国家資格（技術検定）の創設を別の場で検討することについて了承。

＜技術検定の見直しについて＞

- ・2 級学科試験の年 2 回化について、29 年度は、種別「土木」、「建築」について先行的に実施する方針について了承。
- ・2 級建築施工管理技術検定の 3 つの種別について、学科試験は全て統一問題とし、種別ごとの専門分野の問題は実地試験の段階で行うことについて了承。
- ・受験要件等の見直し後の動向については、継続的にフォローアップすることが必要とのこと指摘があった。

＜今後の課題整理と方向性＞

- ・以下のご指摘があった。
  - 元請による直接雇用を進めるのか、労働力をプールするようなことを考えるのかなど、元下関係をどのような方向に持っていくのか、別の場で議論すべきことなのかもしれないが、頭に入れておいた方が良い。

## 参考資料 1

- 世界的には、B I M、C I Mなどの活用により、プロジェクトの早い段階に技術を結集することが進んでいる。このことにより、設計施工分離ではなくなってくると、将来的には技術者の役割は変わってくるのではないかということも、頭に入れながら進めた方が良い。
- 技能者のステップアップという観点では、技能者としての経験を技術者にどう結びつけていくかについても検討が必要ではないか。
- 設計施工分離ではなくなってくると、建築で言うと設計では建築士の役割があり、生産性の観点から整理が必要ではないか。

以上

適正な施工確保のための技術者制度検討会（第 14 回）

議事概要

○日 時：平成 28 年 12 月 20 日（火）13：00～15：00

○場 所：中央合同庁舎 2 号館 第 2 会議室 A・B

○出席者（五十音順、敬称略）：

秋山哲一、井出多加子、遠藤和義、大森文彦、小澤一雅、木下誠也

<技術者の役割に応じた配置・専任要件の基本的枠組みの再検討に向けて>

- ・以下のご指摘があった。
  - 今後予定している調査について、下請の主任技術者の職務やスキル、地方部の小規模企業、建築の改修など、実態が分かるよう上手くサンプリングすることが大事。
  - 監理技術者と主任技術者の技術力はどのくらい違うのか整理すべき。
  - 監理技術者等を現場に配置すれば適切に施工管理ができるという実態になっているのか。実際は、監理技術者等の能力や果たしている役割の影響が小さいのであれば、監理技術者等の配置を求めないという整理もあり得るのではないか。
  - 技術者を現場に配置し、技術的な判断は現場で行うということが制度の根本的な考え方だと思う。監理技術者等がどのような技術的判断をしているのか、その技術的判断はどのくらい難しいものなのかが分かるような調査とすべき。また、論点として挙げた内容に答えられるような調査とすべき。
  - 技術者の配置・専任要件としては、最低要件を建設業法で担保して、各発注者が必要な場合には総合評価等における上乘せでカバーするのが現実的ではないか。ICT 技術とセットで緩和するなど、生産性を損なわない仕組みとすべき。
  - 公共工事のように発注者側に技術者がいて、施工体制をチェックできる仕組みがある場合と、民間工事のように発注者側に技術者がいない中で、消費者保護の観点で規制により品質を担保することが求められる場合がある。二つを分けて議論することが大事。
  - これまで技術者の配置・専任について緩和を認めた事例で問題が起きているのか、効果が出ているのかなど調べてはどうか。
- ・今後、調査結果を踏まえて議論していく。

<技術者倫理について>

- ・以下のご指摘があった。
  - 実務経験で主任技術者になる際に、具体的な手続きが無いのは良くない。資格の付与か、登録か、何らかのオーソライズをしてから業務ができるように

するべき。処分はグレードがあつてしかるべき。技術者を重視しているという意味でも、技術者への処分規定はあつた方がよい。

- 建築の場合、一級建築士でも一級施工管理技士でも監理技術者になれるが、同じような過失をした場合、現状、一級建築士は何らかの処分を受けることはあるが、施工管理技士は処分がない。会社としては、技術者には個人の責任を背負って仕事をして欲しいのではないか。
- 現場でトラブルとなるのは、会社の経営側からの圧力がある場合もあるのではないか。技術者個人の責任と経営側の個人の責任とのバランスを考慮することも大事。
- 監理技術者等は施工管理を行うが、施工には多くの人がかかわっている。個人の責任を特定できるのは極めて特殊な場合に限定されると思う。伝家の宝刀としておくという考え方もあるが。厳しくしすぎると、誰も監理技術者等になりたがらなくなるので、バランスが大事。
- そもそも、監理技術者等は、ペナルティーを科すに値する責任や役割を果たしているのか、確認しておくべき。
- 登録制にすれば、どこにどれだけの主任技術者がいるか、把握できるようになる。登録制にする方向で検討を進めてはどうか。

#### <技術検定制度の見直しについて>

- ・ 以下のご指摘があつた。
  - 1級学科試験の受験時期を前倒すことについては賛成。大規模工事においては担当技術者の役割も大きいと思われるので、コリンズで実績を蓄積して評価してあげられるとよい。
  - 留学する学生も増えてきているなか、海外には3年制大学もあるなど学校制度が異なることへの考慮や、年齢による差別はすべきでないとの考えから、1級学科試験の前倒しにあたっては、年齢よりも一定の学力・技能を基準とした要件とする方が適切ではないか。
- ・ 1級学科試験の早期受験化と、技士補制度（仮称）については、今回、事務局から提示された内容について了承。今後、この方向で具体的な検討を進める。

以上